

# 子ども・子育て支援新制度がスタートします

平成 27 年度から始まる、新たな子ども・子育て支援制度により、従来の保育園の入所申請時に、「保育の必要性の認定」を受けていただくこととなります。

子ども・子育て支援新制度とは	平成 24 年 8 月に成立した、子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。
新制度の目的	保育の場を増やし、待機児童を解消するとともに、質の高い幼児期の教育・保育の提供と併せ、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としています。
新制度の施行日	平成 27 年 4 月 1 日

## 新制度では、ここが変わります

新制度では、新たに「保育の必要性の認定制度」が導入されます。これは、子ども・子育て支援法に基づき、以下の 3 つの認定区分に分けられ、それぞれの基準に該当する方が認定を受けることとなります。この認定を受けた方は、希望する保育園の入園申請をしていただくこととなります。ただし、幼稚園利用希望者は、保育の必要性の認定は必要ありません。

### 3 つの認定区分（子ども・子育て支援法第 19 条 1 項規定）

認定区分	認定基準
1 号認定（満 3 歳以上・教育標準時間認定）	お子さんが満 3 歳以上で、幼稚園で教育を希望される場合
2 号認定（満 3 歳以上・保育認定）	お子さんが満 3 歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合
3 号認定（満 3 歳未満・保育認定）	お子さんが満 3 歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

なお、平成 27 年度の幼稚園（市立）、保育園の入園申請受付時期は、11 月以降を予定しています。認定・入園申請の手続きの詳細は、次号の市報でお知らせします。

お問い合わせ 【保育園関係】市役所社会福祉課子育て支援室 保育係 ☎63-5113  
【幼稚園関係】市教育委員会学校教育課 学事指導係 ☎23-4898

## 赤ちゃんを激しく揺さぶらないで ～「揺さぶられ症候群」について～

赤ちゃんは激しく揺さぶられると、首の筋肉が未発達なために脳に衝撃を受けやすく、重大な障害を負うことがあるため、注意が必要です。

詳しくは新潟県ホームページから「ごきげんベイビィ」で検索してください。

お問い合わせ 新潟県健康対策課母子保健係 ☎025-280-5197

## 「法の日」(10月1日)にちなんで 司法書士無料相談週間を実施します

新潟県司法書士会では、10月1日の「法の日」にちなんで、10月1日から7日まで、会員各事務所で無料相談をお受けします。

期 間	10月1日(水)～10月7日(火)
時 間	各事務所の執務時間内
内 容	市民生活一般に関する法律相談（登記、訴訟、相続、多重債務、悪徳商法等）
相談費用	無料

お問い合わせ 新潟県司法書士会 ☎025-244-5121